

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成22年7月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 入札に付する事項

- (1) 業務名及び数量 エルタックス審査システム提供業務 一式
- (2) 業務の概要

社団法人地方税電子化協議会が提供する次の事業に係るL GWAN-ASP方式による審査システムの提供業務

- ア 法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の電子申告
- イ 国税データの送受信

- (3) 業務の要求諸元 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (4) 委託期間 契約締結日から平成27年11月30日まで
- (5) 提供期間 平成22年12月1日から平成27年11月30日まで
- (6) 入札方法

入札者は、入札書及び入札金額積算内訳書（以下「入札書等」という。）を提出すること。

入札金額は、(4)の委託期間の総額を(5)の提供期間の60月間で除した月払額を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 入札金額積算内訳書の提出

入札者は、入札書の提出に当たり、入札書に記載された金額の積算の内訳を記載した入札金額積算内訳書を添付し、当該入札金額積算内訳書において数量及び金額を明らかにすること。また、入札金額積算内訳書の積算額の合計と入札書の金額が一致しない場合は、当該入札は、失格とする。

- (8) 電子入札に関する事項

本公告における調達は、原則として、かがわ電子入札システムによる入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）に従うこと。ただし、かがわ電子入札システムにより難しい場合は、入札参加資格確認申請書（紙入札）を提出し、紙入札方式によることができる。

2 契約書作成の要否 要

3 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 本公告日現在において、社団法人地方税電子化協議会が定める「eLTAXベンダの登録等に関する要綱」の「eLTAXベンダ」として登録されていること。なお、本公告日現在「eLTAXベンダ」

に登録されていない者にあつては、平成22年8月13日までに「eLTAXベンダ」の登録が完了していること。

- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、香川県総務部総務事務集中課に競争入札参加資格審査の申請を行い、平成22年8月13日までにA級格付けを得ること。
- (3)本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (4) 応札しようとする業務が、入札説明書等に示す機能等の要件を満たし、かつ、仕様書に定める提供開始日に確実に提供できることを証明した者であること。
- (5)本公告に示した業務に係る審査システムの導入、運用及び保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約の内容を示す場所

郵便番号760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号

香川県総務部税務課 総務・電算グループ

電話番号087-832-3065

- (2) 入札説明書等を交付する日時

平成22年7月6日から同年8月13日までの午前9時から午後5時までの間（午後0時から午後1時までの間及び閉庁日を除く。）とする。ただし、平成22年8月13日は午後0時までとする。

なお、入札説明書等の交付を希望する者は、入札説明書等交付申請書を提出すること。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成22年7月27日午後3時までに4の(1)の場所に対し文書、ファクシミリ又は電子メールで行うこと。

回答は、平成22年8月10日までに入札説明書等の交付を受けた者全員に通知する。

6 入札者に要求される事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、3の(4)及び(5)の要件を満たすことを証明する書類を平成22年8月13日午後5時まで（午後0時から午後1時までの間及び閉庁日を除く。）に、4の(1)の場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) かがわ電子入札システムによる入札参加を希望する者は(1)の書類を提出する前にかがわ電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行い、紙入札方式による入札参加を希望する者は(1)の書類とともに入札参加資格確認申請書（紙入札）を提出することとする。
- (3) 提出された書類を審査した結果、当該契約を履行することができると認められた者に限り入札に参加できるものとし、その審査の結果は、平成22年8月19日までに当該書類を提出した者に

通知する。

7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成22年8月13日までに入札（契約）保証金減免申請書を4の(1)の場所に提出すること。

8 入札を行う日時及び場所等

(1) 入札書等の提出

ア かがわ電子入札システムによる場合

(ア) 提出期間

平成22年8月20日午前8時30分から同月26日午前9時までの間の、かがわ電子入札システムの運用時間中とする。

(イ) 提出方法 かがわ電子入札システムによる。

イ 紙入札方式による場合（入札書等を持参する場合）

(ア) 提出日時

平成22年8月20日から同月26日までの午前8時30分から午後5時まで（午後0時から午後1時までの間及び閉庁日を除く。）とする。ただし、平成22年8月26日は、午前9時までとする。

(イ) 提出場所 4の(1)の場所

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

(ア) 受領期限 平成22年8月25日午後5時まで（必着）

(イ) 送付先 4の(1)の場所

(ウ) 郵便の場合は書留とし、信書便の場合は書留に準ずる方法に限る。

エ 入札書等のすべての書類がそろっていない場合は失格とする。

(2) 開札日時及び場所

平成22年8月26日午前10時に4の(1)の場所で行う。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

10 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、かがわ電子入札システムの不具合その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

11 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は香川県電子入札運用基準（物品等）に基づき公表する。

12 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否

可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当

する方法に限る。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

また、落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる。

14 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : ASP services for eLTAX (electronic declaration system for local taxes)
- (2) Date , Time of bidding : 10:00 a.m. 26 August 2010
- (3) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 9:00 a.m. 26 August 2010 (tenders brought with 9:00 a.m. 26 August 2010 or submitted by registered mail 5:00 p.m. 25 August 2010)
- (4) Contact point for the notice : Tax Administration Division , General Affairs Department , Kagawa Prefectural Government , 4-1-10 , Bancho , Takamatsu-shi , Kagawa-ken 760-8570 Japan , TEL 087-832-3065
- (5) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.